

刑法等の一部を改正する法律案要綱

第一 刑法の一部改正

一 侮辱罪の法定刑の引上げ

侮辱罪の法定刑を、「拘留又は科料」から「三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げることに。
(第二百三十一条関係)

二 加害目的誹謗^{ひぼう}等罪の創設

人の内面における人格に対する加害の目的で、これを誹謗し、又は中傷した者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処すること。
(第二百三十一条の二第一項関係)

三 公共の利害に関する場合の特例

1 二の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しないこと。

2 1の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなすこと。

3 二の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しないこと。

(第二百三十一条の二第二項関係)

第二 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

損害賠償命令制度（犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度）の対象事件に、名誉毀損罪、侮辱罪及び加害目的誹謗等罪に係る被告事件を追加すること。

(第二十三条第一項関係)

第三 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正

一 特定電気通信の定義の改正

特定電気通信の定義を改正し、「不特定の者によって受信されることを目的とする」との要件を削る
ハ)で。

(第二条第一号関係)

二 権利侵害の態様の変更

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示請求に係る権利侵害の態様につ

いて、「特定電気通信による情報の流通によつて」という要件を「特定電気通信に係る情報によつて」に改めること。
(第三条第一項等関係)

三 明白性の要件の削除

発信者情報の開示請求に当たつて必要とされる権利侵害の明白性の要件を削ること。

(第四条第一項第一号関係)

四 権利を侵害したとする情報の発信者に係る侵害情報以外の情報に係る発信者情報の開示請求

発信者情報の開示請求について、権利の侵害に係る発信者情報だけでなく、権利を侵害したとする情報の発信者に係る侵害情報以外の情報に係る発信者情報も対象とすること。
(第四条第一項関係)

五 発信者情報の定義の改正

発信者情報の定義について、「その他これらに準ずると認められる情報」を加え、総務省令で定める情報だけに限られないようにすること。
(第四条第一項関係)

六 ドメイン名役務提供者に対する発信者情報の開示請求

発信者情報の開示をドメイン名役務提供者(侵害情報に係る特定電気通信に係るドメイン名の取得、

維持又は管理に関する役務を提供する者であつて総務省令で定めるもの（一定の者を除く。）をいう。）
に対しても請求できるようにすること。
(第四条第二項関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。ただし、第三は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(改正法附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。